

人と人をつなぐ ふれあい広場  
とみさと  
情報ネット

くらし

犯罪のないまちづくり推進条例が施行されました

「富里市犯罪のないまちづくり推進条例」が4月1日から施行されました。市では、犯罪のないまちづくりの実現に向けて、市民一人ひとりの安全意識の高揚を図るとともに、市や市民等が一体となって取り組み、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を目指していきます。

詳しくは、市ホームページに掲載していますので、是非ご覧ください。

●市民活動推進課市民安全班  
☎(93) 1114

学校給食費振替日のお知らせ

平成27年度の学校給食費の口座振替日(入金日)は次の通りです。各月の最終入金日までに入金をお願いします。

対象	最終入金日	振替日
4月分	5月8日(金)	5月11日(月)
5月分	6月9日(火)	6月10日(水)
6月分	7月9日(木)	7月10日(金)
7月分	8月9日(水)	8月10日(木)
8月分	9月9日(金)	9月10日(土)
9月分	10月9日(日)	10月13日(火)
10月分	11月9日(月)	11月10日(火)
11月分	12月9日(水)	12月10日(木)
平成28年1月分	1月8日(金)	1月12日(火)
2月分	2月9日(火)	2月10日(水)
3月分	3月9日(水)	3月10日(木)

※4月分は事務処理の都合上5月分と同時に振り替えますので、2か月分の入金をお願いします。

●学校教育課指導班  
☎(93) 7659

人口動態職業・産業調査

厚生労働省では、国勢調査年に合わせて「人口動態職業・産業調査」を実施します。次の戸籍届出をする人は、届書の「職業」欄に職業の記載をお願いします。

対象の戸籍届出(5届出)…出生・婚姻・離婚・死亡・死産

期間…平成28年3月31日まで

●市民課戸籍班 ☎(93) 4087

児童扶養手当のお知らせ

●児童扶養手当の支給  
現況届を提出していない人は、支給されないため、速やかに現況届を提出してください。

支給対象月…  
平成26年12月～平成27年3月  
振込予定日…4月10日(金)

●平成27年度支給額  
支給額が次のとおり改定されました。

▼全部支給(月額)  
41,020円 ⇒ 42,000円

▼一部支給(月額)  
41,010円～9,680円⇒  
41,990円～9,910円

※2人目以降の加算額の変更はありません。

●子育て支援課児童家庭班  
☎(93) 4497

事業協同組合設立の相談

事業協同組合は、複数の中小企業が集まり、お互いの経営資源を共同化することにより、受注・販売・購買などの既存事業の強化や新たな事業展開を図るための組織です。

設立に関する相談をお待ちしています。

●相談先  
県中小企業団体中央会設立相談室  
☎043(306)3285

親子へらぶなつり大会

■日時 4月29日(水・祝)午前8時～ ■場所 富里乃堰<根名>  
■費用 1組2,000円 ■定員 先着100組  
■申込み 17日(金)までに中央公民館内の生涯学習課窓口へ備え付けの申込用紙に必要事項を記入して申し込む  
●申込み先 生涯学習課社会教育班 ☎(93) 7641

保険・年金・税

固定資産の価格などの縦覧

平成27年度固定資産(土地・家屋)の価格などを縦覧できます。

日時…4月1日(水)～30日(木)  
(土・日曜日、祝日を除く)  
午前8時30分～午後5時15分

場所…課税課窓口  
持ち物…運転免許証など(本人確認用)

●課税課資産税班  
☎(93) 0444

固定資産税の評価替え

固定資産税は、3年ごとに土地の価格や家屋の経過年数による減価の動きを見直しており、平成27年度に固定資産税の評価替えを実施します。

平成28、29年度は、新たな評価を行わず価格を据え置きます。

※新たに土地・家屋を取得した場合や、土地の地目変更、家屋の増改築などがあった場合は、新たな評価を行い価格決定します。

●課税課資産税班  
☎(93) 0444

東日本大震災に係る固定資産税・都市計画税の特例措置

東日本大震災の被災や原子力発電所の事故で、家屋や住宅の敷地に代わる固定資産を取得したときに、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けられる場合があります。

詳しくは問い合わせてください。

●課税課資産税班  
☎(93) 0444

納税通知書を発送します

固定資産税・都市計画税納税通知書を4月10日(金)に発送します。

納期限…第1期:4月30日(木)  
第2期:7月31日(金)  
第3期:9月30日(水)  
第4期:12月25日(金)

●課税課資産税班 ☎(93) 0444

国民健康保険の届出について

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは届出が必要です。

また、国保税は、資格取得日までのさかのぼって課税されますので、届出は14日以内に行ってください。

※就職などによって社会保険に加入したときは、国民健康保険を脱退する手続きをしてください。

●国保年金課国保班 ☎(93) 4083

国民年金の学生納付特例制度

在学中の国民年金の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

学生納付特例制度が承認された期間は、将来年金を受給するために必要な期間に入れることができます。

保険料の納付が困難な学生は、忘れずに申請してください。

追納で満額受給  
学生納付特例制度の承認期間は、年金受給額には反映されません。

猶予された保険料は、10年以内であれば、追納することができます。

※3年度目以降は、当時の保険料に加算金が付きまします。

問い合わせ先  
●幕張年金事務所  
☎043(212)8621  
●国保年金課高齢者医療年金班  
☎(93) 4085

広報とみさとでは、有料広告を募集しています。お気軽に問い合わせてください。【問い合わせ先】秘書広報課秘書広報班 ☎(93) 1112

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか? 詳しくは問い合わせてください

[問い合わせ先] 秘書広報課秘書広報班 ☎(93) 1112

有料広告  
スペース

有料広告  
スペース

有料広告  
スペース

有料広告  
スペース